

令和7年度愛媛県県立学校理療科教員採用選考試験志願要項

愛媛県教育委員会

項目一覧

- 1 受験資格
- 2 採用方法
- 3 採用予定数及び試験日時等
- 4 障がいのある受験者等への配慮
- 5 出願手続
- 6 提出書類等
- 7 受験票の交付
- 8 試験結果の発表
- 9 試験結果の開示請求
- 10 提出先及び問合せ先

1 受験資格

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者
- (2) 昭和40年4月2日以降に出生した者
- (3) 盲学校特殊教科教諭普通免許状（理療）又は特別支援学校自立教科教諭普通免許状（理療）を有する者又は令和7年3月31日までに当該免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの

2 採用方法

採用は、愛媛県教育委員会教育長の選考による。その選考は、採用選考試験を受験した者のうちから、人物、経歴及び採用選考試験の結果を総合的に判定して行う。

3 採用予定数及び試験日時等

- (1) 採用予定数
若干名
- (2) 試験年月日、試験日程及び試験場所

試験年月日	試験日程		試験場所
令和7年 1月26日 (日)	8:50 ~ 9:00	受験上の諸注意	愛媛県庁（松山市一番町四丁目4番地2） ※詳細については受験票交付時に通知する。
	9:00 ~ 10:00	作文試験	
	10:10 ~ 11:10	面接試験	
	11:20 ~ 12:20	学科試験	
	12:20 ~ 13:20	昼食	
	13:30 ~	実技試験 (口述試験を含む)	

※ 試験日程については、諸事情により変更することがある。

- (3) 携行品
 - ア 筆記用具（答案は全てHBの鉛筆書きとする。）又は点字用具
 - イ 実技のできる服装
 - ウ 鍼実技の道具（灸の試験は実施しない。）
- (4) その他
 - ア 8時40分までに入室すること。
 - イ 昼食は各自、必要に応じて持参すること。
 - ウ 受験者のための駐車場はないので、自家用車の乗り入れは禁止する。**（県庁西駐車場は一般利用客の駐車場のため、絶対に駐車しないこと。）**ただし、身体に障がいのある受験者で、駐車を必要とする場合は駐車場を手配するので、下記4(2)により、「本申込み」の回答において、受験に際して配慮を「必要とする」を選択又は○で囲み、必要とする配慮について回答欄に記入すること。

4 障がいのある受験者等への配慮

- (1) 障がいのある志願者については、個別に相談の上、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。
- (2) 上記(1)の配慮を申請する場合は、インターネットによる出願においては、「本申込み」の回答において、受験に際して配慮を「必要とする」を選択し、必要とする配慮について回答欄に記入すること。
また、紙媒体による出願においては、受験に際しての配慮欄の「必要とする」を○で囲み、配慮する内容欄に必要とする配慮について記入すること。
- (3) 障がいがない場合でも、受験に際して特に配慮を必要とする者は、「本申込み」の回答において、受験に際して配慮を「必要とする」を選択し、必要とする配慮について回答欄に記入すること。

5 出願手続

受験の申込みは、愛媛県ホームページから、インターネット又は紙媒体のいずれかの方法により、受付期間中に行うこと。

- 愛媛県ホームページ → 職員採用情報 → 採用情報
→ 令和7年度愛媛県県立学校理療科教員採用選考試験案内

(<https://www.pref.ehime.jp/site/employment/94105.html>)

(1) 受験申込受付期間

令和6年12月20日(金)午前9時から令和7年1月9日(木)午後5時15分まで

- (2) 申込方法等に関する問合せは、執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に、下記**10**まで電話で行うこと。

- (3) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できない。

(4) インターネットによる出願

ア 「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を入力の上、受付期間中に送信すること。

イ 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっている。まず、事前登録を行いID番号及びパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行うこと。(ID番号及びパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要なので、必ず控えておくこと。)

ウ 本申込みの受付が完了したら、登録したメールアドレス宛に「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信する。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に下記**10**に問い合わせること(受付期間中は、24時間申込みを受け付けるが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みをすること。)

なお、使用する機器や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。

(5) 紙媒体による出願

「採用志願書」をダウンロードして日本産業規格A4用紙に等倍で片面印刷し、必要事項を記入の上(代筆可)、受験申込受付期間内に下記**10**まで郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により送付すること。

6 提出書類等

それぞれの出願方法により、次に掲げる書類を、上記**5**(1)の受験申込受付期間内に、下記**10**まで郵便等により送付すること。

なお、令和7年1月9日（木）までの消印のあるものは受け付ける。

また、一度提出された書類は返却しない。

出願方法	提出書類等
インターネットによる出願	ア 最終学校の成績証明書 イ 免許状の写し（卒業見込みの者にあつては、免許状取得見込証明書） ウ 定型（長形3号）の返信用封筒1枚（住所、氏名及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼ること。）
紙媒体による出願	ア 採用志願書（代筆可） イ 最終学校の成績証明書 ウ 免許状の写し（卒業見込みの者にあつては、免許状取得見込証明書） エ 定型（長形3号）の返信用封筒2枚（住所、氏名及び郵便番号を明記し、それぞれ110円分の切手を貼ること。）

7 受験票の交付

(1) インターネットによる出願

ア 受付締切後、登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信する。令和7年1月16日（木）までに電子メールが届かない場合には、下記**10**に問い合わせること。

イ 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして日本産業規格A4用紙に印刷すること。

ウ 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、志願者本人が署名して（代筆可）受験の際に必ず持参すること。（試験時に回収する。）

(2) 紙媒体による出願

ア 受付締切後、上記**6**により提出された返信用封筒により、受験票を送付する。令和7年1月16日（木）までに受験票が届かない場合には、下記**10**に問い合わせること。

イ 受験票の写真欄に記載された説明に従い、受験票に写真を貼ること。

ウ 記載されている事項を確認し、確認した年月日の記入及び署名をして（代筆可）、受験の際に必ず持参すること（試験時に回収する。）。

8 試験結果の発表

試験結果は、令和7年2月中旬に、上記**6**により提出された返信用封筒により通知文書を本人に発送するとともに、合格者の受験番号を愛媛県のホームページに掲載する予定である。

9 試験結果の開示請求

この試験の結果については、本人が次により郵便等又は口頭による開示請求をすることができる。

(1) 開示請求をすることができる期間

合格発表の日から1か月間。ただし、口頭による請求をする場合で、合格発表の日から1か月後に該当する日が愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）であるときは、それぞれの合格発表の日から当該休日の直前の平日（休日以外の日をいう。）までとする。

なお、郵便等による請求をする場合は、それぞれの合格発表の日から1か月後に該当する日までの消印があれば期間内に請求があったものとみなす。

(2) 開示請求の手続

郵便等による請求は、試験等成績開示請求書、受験票又は受験者本人であることが確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証、旅券等）の写し及び返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm、宛先を明記し返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼付したもの）を同封し、下記**10**に記載する提出書類の提出先に送付することにより行うものとする。口頭による請求は、受験票又は受験者本人であることが確認できる顔写真付きの書類を、愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課に執務時間中に持参することにより行うものとする。

(3) 開示内容

学科試験、作文試験、実技試験及び面接試験の得点並びに総合得点及び総合順位

10 提出先及び問合せ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課教職員係
（電話(089)912-2952）

【ホームページ】

令和7年度愛媛県県立学校理療科教員採用選考試験総合案内

(<https://www.pref.ehime.jp/site/employment/94105.html>)



(参考)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法(昭和22年法律第26号)

(校長、教員の欠格事由)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者